省　令

○総務省令第一号

外務省令

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十八年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十八年六月七日

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄

平成二十八年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十八年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十五条の規定により当該通常選挙と合併して行われる参議院議員の再選挙及び補欠選挙を含む。）に係る公職選挙法施行令第百四十二条第四項に規定する公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日	投票をしなければならない時間
在コンゴ民主共和国日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から午後一時までの間

規　則

○会計検査院規則第七号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月七日

会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

別表第一独立行政法人日本スポーツ振興センターの項中「附則第八条の七」を「附則第八条の八」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、平成二十八年五月十三日から適用する。

告　示

○総務省告示第二百四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十八年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙（同法第百十五条の規定により当該通常選挙と合併して行われる参議院議員の再選挙及び補欠選挙を含む。）において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十八年六月七日

総務大臣　山本　早苗

在ブータン日本国大使、在モルディブ日本国大使、在キリバス日本国大使、在クック日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在ニウエ日本国大使、在バヌアツ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在バハマ日本国大使、在バルバドス日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イラク日本国大使、在シリア日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在モーリシャス日本国大使、在リビア日本国大使、在リベリア日本国大使、在レソト日本国大使、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使

○総務省告示第二百四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号イ及びロの規定に基づき、平成二十八年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙（同法第百十五条の規定により当該通常選挙と合併して行われる参議院議員の再選挙及び補欠選挙を含む。）において在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を次のように定める。

平成二十八年六月七日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号イに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とし、同号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、当該選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日前六日までの期間（次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の管理する投票を記載する場所にあっては、同表の期日の欄に掲げる日までの期間）の各日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使（在ベンガルール領事事務所を管理する場合を除く。）	
在コルカタ日本国総領事	
在チェンナイ日本国総領事	
在ムンバイ日本国総領事	
在スラバヤ日本国総領事	
在デンパサール日本国総領事	
在メダン日本国総領事	
在カンボジア日本国大使	
在スリランカ日本国大使	
在チェンマイ日本国総領事	